

◎新潟県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和元年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
市村 千秋（あん摩 マッサージ指圧）	マッサージレイス治療院	上越市南高田町5-8	令和元年8月21日
加島 智裕（柔道整 復）	なかじょう接骨院 新発田分 院	新発田市豊町4-1-15	令和元年9月1日
齋藤 祐真（柔道整 復）	けやき整骨院	見附市葛巻町1680-1	令和元年7月31日
引野 晃一（柔道整 復）	あがの接骨院	阿賀野市学校町1233-1	令和元年8月21日